

## 吹田市事業課業務グループ庁舎 機械警備業務仕様書

本仕様書は、発注者と受注者の間で締結する事業課業務グループ庁舎機械警備業務について、必要な事項を定めるものとする。

### 1 業務名称

吹田市事業課業務グループ庁舎 機械警備業務

### 2 履行場所

吹田市川岸町20番1号（事業課業務グループ庁舎）

### 3 履行期間

令和6年（2024年）10月1日から令和9年（2027年）9月30日まで  
（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

### 4 業務目的

事業課業務グループ庁舎における火災、盗難等のあらゆる事故の発生を警戒、防止することにより、当該施設の保全と安全を確保することを目的とする。

### 5 予算の減額又は削除に伴う解除等

本業務は長期継続契約であるため、この契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳出予算に減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することとする。

### 6 基本的事項

- (1) 事業課業務グループ庁舎（以下「庁舎」という。）における警備業務の実施にあたっては、警備業法及び関連する法令等を遵守すること。また、常に施設及び設備の保安に細心の注意をもって、誠実に履行しなければならない。
- (2) 警備方法については、警備機器等の設置による機械警備方式とする。機械警備方式とは、警備業法第2条第5項に定義されるものとする。
- (3) 業務に使用する警備業務用機械装置（警備業法で定めるもので、以下「機械装置」という。）及び車両その他全てのものに係る費用については、受注者の負担とする。
- (4) 業務に必要な電気は無償とする。
- (5) 受注者は、機械警備業務管理者等（以下「管理者」という。）の名簿及び管理者資格者証の写しを、あらかじめ発注者に提出しなければならない。
- (6) 受注者の警備業務に従事する者（以下「警備員」という。）が本業務に従事する際には、法令に定めるところにより所定の服装等を着用し、常に身分証明書を携帯しなければならない。

- (7) 受注者は施設内の秘密のほか、業務上知り得た秘密は漏らしてはならない。
- (8) この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認める軽微な部分は、契約金額の範囲内で実施しなければならない。

## 7 警備業務実施要領

### (1) 警備方法

- ア 機械警備業務のシステム概要は、異常又は非常事態に迅速に対応できるよう、機械装置等による異常感知及び警備センターへの通知、警備センター（基地局）での監視、警備員の急行による事実確認並びに必要な措置を行うものとする。
- イ 発注者は、上記アに定めるいずれかが故障等の異常で機能しなくなった場合、速やかに代替警備対策を講じなければならない。

### (2) 警備機器等の設置

- ア 機械設備等の設置場所については、あらかじめ発注者と協議の上、承認を受けること。
- イ 機械装置等の設置については、事前に発注者に作業日時及び内容を打合せの上、受注者において実施すること。
- ウ 作業時は、発注者及び第三者に損害を与えないよう配慮し、損害を与えた場合は、その損害を賠償し速やかに復旧を行うこと。
- エ 機械設備の設置場所の平面図を作成し、発注者に提出すること。
- オ 本業務の契約終了時は、受注者の負担により速やかに機器装置等を撤去すること。

### (3) 機械設備の仕様

- ア 現在設置する機械設備と同等、あるいはそれ以上の機能を有し、上記3の履行期間を通して使用可能な機械設備等を設置する。  
 なお、設置にかかる初期費用一式は受注者が負担し、この費用については同履行期間内で均等に分割し、保守料と合算して発注者に請求するものとする。
- イ 機械設備の鍵はカード式とし、受注者は発注者に10枚貯託する。  
 なお、動作不良等、使用に支障があるカードについては、受注者は早急に代替品を貯託すること。

### (4) 警備時間

- ア 職員の正規の勤務時間以外の時間とし、原則として次のとおりとする。

警備時間	備考
午後5時15分から 翌日午前8時45分まで	月曜日から金曜日（祝日を含む）
午前8時45分から 翌日午前8時45分まで	土曜日、日曜日 年末年始（12月30日から翌年1月3日まで）

イ 上記アの規定にかかわらず、時間外勤務等各種諸事情により、勤務時間を変更した場合は、それに伴いその時間も変更するものとする。

(5) 警備実施時間

上記(4)警備時間において、発注者からの警報装置作動開始信号を受注者が受信した時に始まり、発注者からの警報装置作動解除の信号を受注者が受信したときに終了するものとする。

(6) 監視体制

ア 受注者は、警備センターを、「機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則」(昭和58年1月5日大阪府公安委員会規則第1号)に基づき、25分以内で庁舎に警備員を到着させることができる場所に設置しなければならない。

イ 受注者は、警備センターに、庁舎に設置された機械装置等により感知された異常発生を、電話回線を用いて自動的に表示される機械設備を設けなければならない。

ウ 受注者は、機械設備及び庁舎に設置する機器等の維持管理並びに運用については、計画書を作成するなど、常に良好な状態を保つよう留意するとともに、正常動作を確認することができる装置を警備センターに設置しなければならない。

エ 警備センターにおいては、管理者のもとに異常の有無を間断なく監視し、遺漏のないよう細心の注意をはらわなければならない。

(7) 緊急時の措置

ア 緊急事態を感知したときは、管理者の作成した指令業務に関する基準に従うとともに、次の点について十分留意し、適正かつ適切に臨機の措置をとらなければならない。

(ア) 火災等の異常箇所の確認

(イ) 複数の警備員の協力体制による現場対応

(ウ) 警察機関及び消防機関等への連絡

(エ) 発注者の担当職員への急報

(オ) 必要な指示の遵守

イ 受注者は、常に前記の処置を講じることができるよう、必要な警備員の数、待機所及び車両その他の装置を適正に配置しなければならない。

(8) 事故報告書の提出

警備実施中に事故等が発生したときは、受注者は事故報告書を受注者に提出しなければならない。

8 警備業務報告書の提出

受注者は、警備業務報告書を作成し、毎月、速やかに発注者に提出するものとする。

## 9 鍵の預託

- (1) 発注者は、警備実施に必要な鍵を受注者に預託する。
- (2) 貯託された鍵は、厳重に取り扱い細心の注意を持って保管しなければならない。
- (3) 発注者は、預託された鍵を絶対に複製してはならない。
- (4) 発注者が貯託する鍵は、契約期間終了後直ちに返却しなければならない。

## 10 その他

この仕様書に定めのない事項または疑義が生じたときは、発注者及び受注者協議のうえ定めるものとする。